

[事案 23-251] 契約無効確認請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

既契約の契約者貸付を清算する目的で新契約に加入したが、実際には清算されなかったとして、新契約の取消を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年に加入した終身保険の契約者貸付金（平成 14 年 11 月および平成 20 年 10 月）について、募集人より、「新契約の締結および既契約の内容変更によって貸付金残高が清算される」と誤った説明を受け、平成 22 年 12 月に、貸付金残高を清算する目的で、新たに医療終身保険に加入、および終身保険の契約内容変更（定期保険特約等の更新の中止）を行なった。しかし、実際には、契約者貸付残高は清算されていなかったため、医療終身保険の取消し、および終身保険の遡及解約を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約者貸付金の清算が可能となる「転換制度利用による新契約」を提案したが、申立人は、貸付相殺よりも保険料負担の軽減を図りたいと希望し、転換制度利用については「即時却下」されたに等しい状況であった。よって、契約者ニーズとして月々の保険料負担軽減が重大な関心事でありニーズにあったものと判断しており、その意向に沿った加入であると判断している。
- (2) 契約者貸付金の清算が、単に、新契約の締結および既契約の内容変更によって実現可能であるとの説明を行なうことは一般には想定し難く、この点からも募集人の認識は上記事実に沿ったものであり、その内容は信用度が高いと判断している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立内容の一部である終身保険の遡及解約の請求については、法的根拠がないため認められないとし、新契約の医療終身保険の取消しの請求については、要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、仮に申立人に契約者貸付残高の清算につき錯誤が存在していたとしても、それが新契約を無効とする「要素の錯誤」と評価できるかは極めて疑問といわざるを得ないこと、また、仮に要素の錯誤に当たるとしても、申立人には重大な過失があったといわざるを得ないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 当事者の供述は対立しているが、そもそも、別途の返済をすることなくして契約者貸付残高を清算する方法は、転換制度の利用しか方法がない（そもそも貸付金と相殺されるものがない）。従って、申立人が主張するように、募集人が転換制度を用いずに契約者貸

付残高が清算されると誤った回答をすることは、極めて考えにくく、これを覆すような特段の事情は見当たらない。

- (2) 事情聴取において、募集人が申込日には2時間ぐらい申立人宅に滞在していたこと、募集人から設計書やパンフレットのようなものを受け取ったことは申立人も認めており、これらを併せ考えると、申立人において、新契約の締結および既契約の内容変更により、契約者貸付残高が清算されるとの錯誤に陥っていたと認定することはできない。